【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年12月26日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ニコラ・ソヴァーデュ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 横田 陽子

【電話番号】 03-3593-5928

【届出の対象とした募集(売出)

内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】

日山の社会にした草焦(吉山)

リそな・JPX日経400オープン

当初募集額 上限

【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】

継続募集額 上限 3,000億円

500億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

リそな・JPX日経400オープン

以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間

500億円を上限とします。

継続申込期間

3,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間:1口当たり1円とします。

継続申込期間:取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

ファンドの基準価額については、後記「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。なお、本書作成日現在の料率上限は、1.05% (税抜1.0%)です。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社(販売会社については委託会社(後記の「(12) その他 その他」をご参照ください)にお問合せください。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、1.08%となります。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

(7)【申込期間】

当初申込期間:平成26年1月20日から平成26年1月21日まで

継続申込期間:平成26年1月22日から平成27年2月19日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます)については、後記「(12) その他 その他」のお問合せ先にお問合せください。

(9)【払込期日】

当初申込期間

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

当初申込期間に係る発行価額の総額は、販売会社によって、設定日(平成26年1月22日)に、アムンディ・ジャパン株式会社(以下「委託者」または「委託会社」といいます)の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」または「受託会社」といいます)の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社から委託会社の指定する 口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売 会社にお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。 株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込 みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に 記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます)への 記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1 【ファンドの性格】
- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、JPX日経インデックス400(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

- JPX日経インデックス400(配当込み)に連動する投資成果をめざします。
 - ◆JPX日経インデックス400(配当込み)が上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標とします。 ただし、ファンドの基準価額がJPX日経インデックス400(配当込み)の動きと乖離することがあります。
- JPX日経インデックス400 (配当込み)と連動する投資成果を目標として 運用する「アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド」(以下「マザー ファンド」といいます)を主要投資対象とします。
 - ◆主として、マザーファンドへの投資を通じて、わが国の金融商品取引所の上場株式に投資します。 なお、株式等に直接投資することもあります。
- 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。
 - ◆株式の実質投資割合は原則100%程度とします。

JPX日経インデックス400とは

JPX日経インデックス400(略称:JPX日経400)とは、資本の効率的活用や投資者を意識した経営 観点など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い 会社」で構成される新しい株価指数です。

- ●JPX日経インデックス400は、東京証券取引所上場株式(市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ)の中から、時価総額、売買代金、資本効率の高さを示すROE(自己資本利益率)等を基に、選定された銘柄を算出対象とします。
- ●JPX日経インデックス400の算出対象数は、原則として400銘柄です。ただし、当銘柄数は、8月の定期 入替時において適用され、その後の上場廃止等によって株価指数の算出対象数は、一時的に400銘柄数を 下回ることがあります。
- ●定期入替は年に1回(8月)行います。
- ●起算日は2013年8月30日で、基準値は10,000です。
- 「JPX日経インデックス400」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所(以下、総称して「JPXグループ」といいます)ならびに株式会社日本経済新聞社(以下、「日経」といいます)によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」自体および「JPX日経インデックス400」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有します。
- 「JPX日経インデックス400」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてJPXグループおよび日経に帰属します。
- 「りそな・JPX日経400オープン」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、JPXグループおよび日経は、その運用および「りそな・JPX日経400オープン」の取引に関して、一切の責任を負いません。
- JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。
- JPXグループおよび日経は、「JPX日経インデックス400」の構成銘柄、計算方法、その他「JPX日経インデックス400」の内容を 変える権利および公表を停止する権利を有します。
 - ◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの商品分類 ファンドは、追加型投信/国内/株式/インデックス型に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
		株式	
単位型	国内	債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	ー度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信 託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益 が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益 が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を 目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	有価証券届出書(内国投 対象 インデックス
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
大型株 中小型株	年 2 回	日本		
債券		北米		TOPIX
一般公債	年4回	区欠州		
社債		アジア		
その他債券クレジット	年6回(隔月)	オセアニア	ファンズ	その他 (JPX日経インデックス 400(配当込み))
属性(中南米		(Homery)
不動産投信	年12回 (毎月)	アフリカ		
その他資産				

(投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中東)	有做証券届出書(内国投
	日々		
資産複合		エマージング	
()			
資産配分固定型	その他		
資産配分変更型	()		

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託
(投資信託証券	証券であり、実質的に株式 一般(大型株・中小型株属性にあてはまらないす
(株式 一般))	べてのものをいいます。)を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを
	いいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産
	を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン
ファミリー ファンド	ズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいいま
	す。
その他	 目論見書または投資信託約款において、日経225、TOPIXにあてはまらないすべ
(JPX日経イン	てのもののうち、JPX日経インデックス400(配当込み)とするものをいいま
デックス400(配	てのもののうち、55人口経インテックス400(配当込み)とするものをいいな
当込み))	9 0

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式 一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

*前記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドは3,000億円を限度として信託金を追加することができます。 ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成26年1月22日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始(予定)

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドはファミリーファンド方式 で運用を行います。ファンドの仕組みは以下のとおりです。 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただい た資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用 を行います。

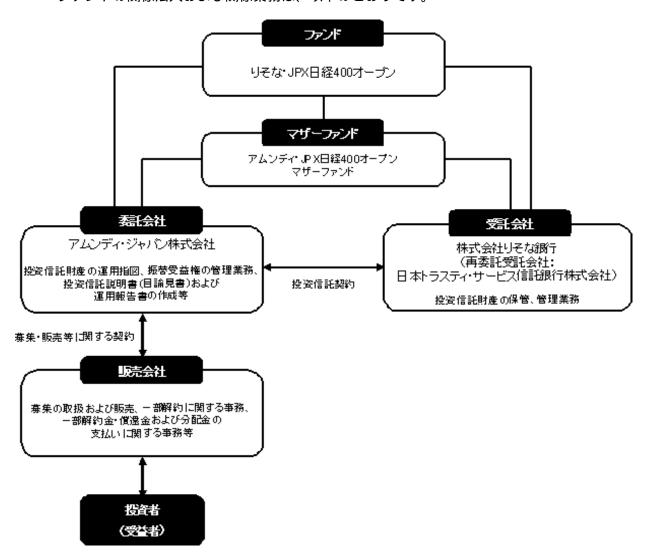
[イメージ図]



- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ・運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約

委託会社の概況

名	称	等	アムンディ・ジャパン株式会	社(金融商品取	引業者 登録番号 関	東財務局長(金商)第350号)	
資	本金(り額	12億円					
会沿	社	の 革	昭和46年11月22日 山一投 昭和55年 1月 4日 山一投	資カウンセリンク 資カウンセリンク		投資顧問株式会社	へ社名変更	
				社)が主要株主と				
			平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得					
			平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセット マネジメント株式会社へ社名変更					
			平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う					
			平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ ジャパン株式会社へ社名変更					
大	株	主	名 称		住	所	所有株式数	比率
の	状	況	アムンディ・ジャパンホールディン	グ株式会社	東京都千代田区内率	對一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ(約96兆円、1ユーロ = 128.53円で換算。2013年6月末現在)を超え、欧州第1位 、世界ではトップ・テン に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2013年6月版(数値は2012年12月末現在))

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、JPX日経インデックス400(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

投資態度

- 1)主として、アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)に投資し、JPX日経インデックス400(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。このほか、株式等に直接投資することがあります。
- 2)マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持します。
- 3)運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。JPX日経インデックス400(配当込み)との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 4)株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5)上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限ります。)にかかる権利
 - 八.約束手形
 - 二. 金銭債権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

- 8.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株 予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」とします。

委託会社は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が 運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、前記 の1.から6.までに掲げる金融商品により運用 することの指図ができます。

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち投資信託財産に属す

るとみなした額の合計額が投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前記 および において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

マザーファンド概要

アムンディ・JPX日経400オープンマザーファンド

設定日:平成26年1月22日(予定)

1.基本方針

この投資信託は、JPX日経インデックス400(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、わが国の金融商品取引所の上場株式に投資することにより、JPX日経インデックス400 (配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあり、このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障を きたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場 合があります。

(3)投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株 予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこ とをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号 の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割 合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は投資信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は投資信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。

(3)【運用体制】

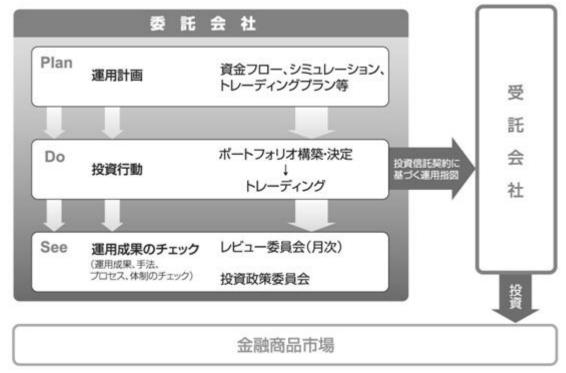
投資戦略の決定および運用の実行

CIO(最高運用責任者)に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



*委託会社の運用成果のチェック・・委託会社のレビュー委員会(7名以上)、投資政策委員会(3名以上) 上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として年1回、毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則 として以下の方針に基づき分配を行います。

- (a) 分配対象額の範囲
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等 の全額とします。
- (b) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。

第1期決算日は平成26年11月19日とします。

収益の分配

- (a) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を 控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる 消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。な お、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることがで きます。
 - 2.売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、 信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある ときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。な お、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- (b) 前記(a)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- (c) 受益者が、収益分配金について前記(a)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないと きはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

ファンドの投資信託約款で定める投資制限

- 1)株式の実質投資割合には制限を設けません。
- 2)外貨建資産への投資は行いません。
- 3)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資 産総額の20%以下とします。
- 4)同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- 5)同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得 ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号お よび第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) の実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 7)投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 8)有価証券先物取引等は投資信託約款の範囲で行います。
- 9) スワップ取引は投資信託約款の範囲で行います。
- 10) 金利先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。

法令により禁止または制限される取引等

1)同一法人の発行する株式の投資制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に 投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。** ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります(ゼロになる場合もあります)。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために株式を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその 先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額 を下回り、損失を被ることがあります。

価格乖離リスク

ファンドは、JPX日経インデックス400(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、次の理由により基準価額の動きがJPX日経インデックス400(配当込み)の動きと乖離する場合があります。

- 1.JPX日経インデックス400の構成銘柄を全て組入れない場合があること
- 2.株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
- 3.運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
- 4.株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
- 5.追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
- 6.株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の

配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド(ベビーファンド)が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融 機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

ファミリーファンド方式の留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(登録金融機関は販売の窓口となります)。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの 分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。 前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

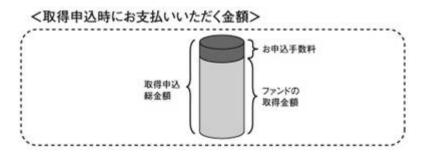
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。なお、本書作成日現在の料率上限は、1.05% (税抜1.0%)です。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、1.08%となります。



(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の日々の純資産総額に対し信託報酬率(年率0.63% (税抜0.60%))を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率0.648%となります。

(信託報酬の配分) (年率)

委託会社	販売会社	受託会社	
0.27% (税抜)	0.30%(税抜)	0.03%(税抜)	

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託 財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手 数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。 上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売 買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する

費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資 信託財産の金融商品引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は 国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成25年12月現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

- ○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。 なお、原則として、申告分離課税 ¹または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不 要制度を選択することができます。
- ○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 「が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315% ² 、地方税5%)
平成50年1月1日以降	20%(所得税15%および地方税5%)

- 1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得(収益分配金を含みます)と当該上場株式等の譲渡損失(解約損、償還損を含みます)の損益通算をすることができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。
- ² 平成49年12月31日までは、復興特別所得税(基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額)が 加算されます。
- (注)ファンドは、配当控除が適用される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません)。

期間	税率
平成26年1月1日から	
平成49年12月31日まで	15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)
平成50年1月1日以降	15%(所得税15%)

平成49年12月31日までは、復興特別所得税(基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額)が加算されます。

(注)ファンドは、益金不算入制度が適用される場合があります。

個別元本について

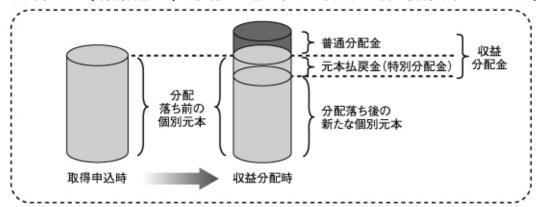
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本 払戻金(特別分配金) を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本 払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものでは ありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

ファンドの運用は、平成26年1月22日より開始される予定であり、本書作成日現在、該当事項はありません。ファンドの運用状況については、有価証券報告書に記載されます。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】 該当事項はありません。

<参考情報>

運用実績

ファンドの運用は、平成26年1月22日より開始される予定であり、同日まで運用実績はありません。したがって以下に記載すべき該当事項はありません。なお、JPX日経インデックス400(配当込み)をベンチマークとします。

基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移 運用実績等については、委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

- 1 【申込(販売)手続等】
 - 1)お申込みの受付場所

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。詳細は後記までお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

2)申込手続きと申込価額

申込期間	申込価額
当初申込期間	1口当たり1円
継続申込期間	取得申込受付日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの(当該取得の申込にかかる 販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた 場合は翌営業日の取扱いとなります。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

3)申込単位

販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

*取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載また

は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

1)途中換金 の受付

途中換金とは投資信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金 (解約)のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- 2)途中換金取扱期間と換金価額
 - (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの(当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取扱います。 この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
 - 申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問せください。
 - (b) 換金価額は、換金請求受付日の基準価額とします。
 - (c) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。
- 3)換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

4)換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。 ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

- 5)途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合
 - (a) 委託会社は金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日とします。
- 6)受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

7)買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8)買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消すことができます。

- * 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。
- * 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

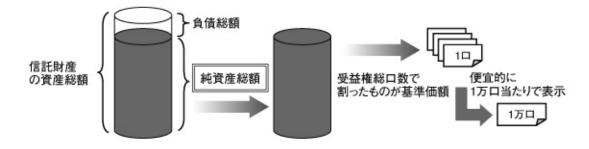
(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価しま す。
投資信託受益証券 (親投資信託)	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成26年1月22日から平成35年11月20日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が 生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信

託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他還)」をご覧ください。

信託の終了(ファンドの繰上償

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日から平成26年11月19日までとします。

前記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

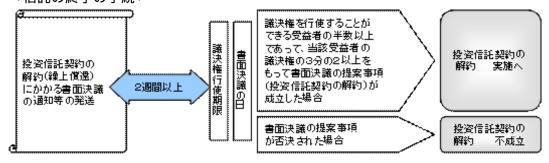
ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了(ファンドの繰上償還)

- (イ)委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託 を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
 - A 投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
 - B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
 - C JPX日経インデックス400株価指数が改廃されたとき
 - D やむを得ない事情が発生したとき
- (ロ)委託会社は、前述の事項AからDについて、書面決議を行います。この場合において、あらか じめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2 週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にか かる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行 使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れてい る受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (八)(口)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (二)(口)、(八)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、 当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同 意の意思表示をしたときには適用しません。また、(口)、(八)の手続は、投資信託財産の 状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

<信託の終了の手続>

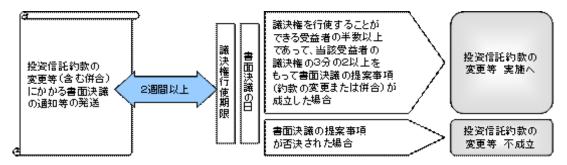


- (ホ)書面決議において当該解約等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (へ)委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

A または B において、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に 引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「 投資信託約款の変更等」の書面決議で提 案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

投資信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき は、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との 併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の 併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出
- (口)委託会社は、(イ)の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事 項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の 通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じ て、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使 しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めてい
- (八)(口)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (二)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ)(ロ)から(二)の手続は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合におい て、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - < 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



(へ)書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自 己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたしま す。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前まで に委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるもの とします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができま す。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任

を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

4【受益者の権利等】

- (1) 収益分配金請求権
 - 1)受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除 きます。)に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(原 則として決算日(休日の場合は翌営業日)の翌営業日からお支払いします)。収益分配金の支 払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
 - 3)受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。
- (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。 ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに 相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に 関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成26年1月22日より開始される予定であり、本書作成日現在、何ら資産を有していません。

ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載するファンドの経理状況を表示する投資信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)および投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)の定めるところにより行います。また、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)に定める監査証明を受けることとしております。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株 発行済株式総数 : 2,400,000株 過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

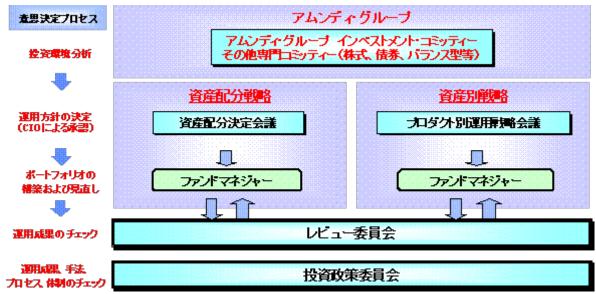
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券 見通し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用 プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資 環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定め る金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に 定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成25年11月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種類	本数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	25	69,558
追加型株式投資信託	151	1,734,831
追加型公社債投資信託	1	19,009
合計	177	1,823,398

3【委託会計等の経理状況】

- (1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。 また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度に係る中間会計期間(平成 25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を 受けております。

(1)【貸借対照表】

(1)【莫旧对流仪】				(単位:千円)
		第31期		第32期
	(되	² 成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
流動資産合計		6,296,549		5,646,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
有形固定資産合計		269,298		227,457
無形固定資産				
ソフトウエア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		13,380		12,784
投資その他の資産		·		·
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		6,000		5,000
投資その他の資産合計		2,197,298		2,545,216
固定資産合計		2,479,976		2,785,457
資産合計		8,776,525		8,432,205
7/4 H H I		-,,0=0		-, :0=,=00

(単位:千円)

	1	<u> </u>		(半四・1円 <i>)</i>
		第31期 24年3月31日)	()	第32期 平成25年3月31日)
台 唐の郊	(+1)%	2 4年 3月31日)		十111125113111)
負債の部 流動負債				
		1 100		010
リース債務		1,186		819
預り金		277,120		319,438
未払金		644,571		700,436
未払償還金		8,124		4,966
未払手数料	*4	483,904	*4	573,177
その他未払金	*1	152,543	*1	122,293
未払費用		242,443		188,325
未払法人税等		13,069		14,323
未払消費税等		11,112		31,723
前受収益		615,072		217,643
賞与引当金		91,301		97,354
役員賞与引当金		15,388		15,992
資産除去債務		12,210		-
流動負債合計		1,923,473		1,586,053
固定負債				
リース債務		816		-
繰延税金負債		10,581		16,243
退職給付引当金		61,157		58,759
賞与引当金		9,536		5,667
役員賞与引当金		8,673		9,721
資産除去債務		50,003		50,917
固定負債合計		140,765		141,307
負債合計		2,064,237		1,727,359
純資産の部	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金		.,=00,000		.,=00,000
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835		2,418,835
利益剰余金	-	2,410,000		2,410,000
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		2,991,801		2,963,877
別途積立金		1,600,000		1,600,000
加壓價立並 繰越利益剰余金		1,391,801		1,363,877
利益剰余金合計		3,101,893		3,073,969
株主資本合計		6,720,728		6,692,804
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		8,441		12,041
評価・換算差額等合計		8,441		12,041
純資産合計		6,712,288		6,704,845
負債純資産合計		8,776,525		8,432,205
	-			

(2)【損益計算書】

2)【預益計算書】 		(単位:千円)
	第31期	第32期
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
当業収益 		
委託者報酬	6,808,292	6,769,804
運用受託報酬	1,786,519	1,917,494
投資助言報酬	32,750	39,575
その他営業収益	532,630	468,026
営業収益合計	9,160,192	9,194,899
業費用	0.004.400	0.547.000
支払手数料	3,281,468	3,547,890
広告宣伝費	15,452	67,487
調査費	1,340,502	1,158,768
調査費	608,715	568,720
委託調査費 季託計等费	731,787	590,048
委託計算費	22,888	19,254
営業雑経費 通信弗	257,680	229,276
通信費	64,101 176, 194	49,209
印刷費	176,184	163,516
協会費	17,395	16,552
営業費用合計	4,917,990	5,022,676
·般管理費	0.040.005	0.505.047
給料	2,819,805	2,585,017
役員報酬 60割 毛出	219,810	118,614
給料・手当 賞与	2,284,355	2,149,555
_{貝勻} 役員賞与	249,749 65,891	276,105 40,743
交際費	13,982	11,803
旅費交通費	83,998	46,930
租税公課	34,892	39,746
不動産賃借料	198,292	173,282
个别准具间 64 賞与引当金繰入	83,681	93,485
受し	10,069	17,640
退職給付費用	249,207	222,723
固定資産減価償却費	51,786	45,404
福利厚生費	431,451	421,902
諸経費	186,838	184,638
一般管理費合計	4,164,002	3,842,570
業利益	78,200	329,653
業外収益		020,000
1来が祝血 有価証券利息	31,032	_
受取利息	25	14
為替差益	-	21,424
有価証券売却益	7,629	Z1,7Z7 -
維収入	8,642	12,664
営業外収益合計	47,327	34,102
音樂/1981		57,102
為替差損	22,423	
為質差損 有価証券利息	22,423	14,065
有画証が利息 雑損失	48	231
^{莊頂大} 営業外費用合計		
	22,471	14,296
を と というは だ	103,056	349,460
別利益	*4*0	*4*0
清算配当金	*1*2 73,294	*1*2 -
特別利益合計	73,294	-

特別損失				
減損損失	*3	8,822	*3	-
固定資産除却損	*4	5,437	*4	6,432
特別損失合計		14,259		6,432
税引前当期純利益		162,092		343,028
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800
法人税等調整額		6,799		67,152
法人税等合計		10,599		70,952
当期純利益		151,493		272,076

(3)【株主資本等変動計算書】

				(単位:千円
		第31期		第32期
	(自	平成23年4月 1日	(自	平成24年4月 1日
	至	平成24年3月31日)	至至	平成25年3月31日)
朱主資本				
資本金				
当期首残高		1,200,000		1,200,000
当期变動額				
当期変動額合計		-		_
当期末残高		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		1,076,268		1,076,268
当期変動額				
当期变動額合計				_
当期末残高		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金				
当期首残高		1,342,567		1,342,567
当期変動額				
当期変動額合計				-
当期末残高		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計				
当期首残高		2,418,835		2,418,835
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		2,418,835		2,418,835
利益剰余金			1	
利益準備金				
当期首残高		110,093		110,093
当期変動額				
当期変動額合計		-		_
当期末残高		110,093		110,093
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		1,600,000		1,600,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金				
当期首残高		1,595,308		1,391,801
当期変動額		,,		, ,
剰余金の配当		355,000		300,000
当期純利益		151,493		272,076
当期変動額合計		203,507		27,924
				=: , >= ·

(単位:千円)

				(単位:千円)
		第31期		第32期
	(自	平成23年4月 1日	(自	平成24年4月 1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
利益剰余金合計				
当期首残高		3,305,400		3,101,893
当期変動額				
剰余金の配当		355,000		300,000
当期純利益		151,493		272,076
当期変動額合計		203,507		27,924
当期末残高		3,101,893		3,073,969
株主資本合計				
当期首残高		6,924,235		6,720,728
当期变動額				
剰余金の配当		355,000		300,000
当期純利益		151,493		272,076
当期変動額合計		203,507		27,924
当期末残高		6,720,728		6,692,804
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
当期首残高		369		8,441
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		8,071		20,481
当期変動額合計		8,071		20,481
当期末残高		8,441		12,041
評価・換算差額合計				
当期首残高		369		8,441
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		8,071		20,481
当期変動額合計		8,071		20,481
当期末残高		8,441		12,041
純資産合計				
当期首残高		6,923,866		6,712,288
当期変動額				
剰余金の配当		355,000		300,000
当期純利益		151,493		272,076
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		8,071		20,481
当期変動額合計		211,578		7,443
当期末残高		6,712,288		6,704,845

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年~24年 器具備品 4年~20年
	(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に よっております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており ます。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年 による均等額を費用処理しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支 給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割 支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固 定負債に計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の うち当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支 給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割 支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固 定負債に計上しております。

4. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項

(1) 消費税等

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第31期				第32期				
	(平成24年3月31日現在)				(平成25年3月31日現在)				
*1					各科目に含まれる関係会		ものは		
	以下のとおりであります。				以下のとおりであります。				
	未収委託者報酬	43,036	千円		未収委託者報酬	7	千円		
	未収運用受託報酬	23,404	千円		未収運用受託報酬	61,411	千円		
	未収投資助言報酬	19,632	千円		未収投資助言報酬 -		千円		
	未収収益	88,400	千円		未収収益	29,393	千円		
	立替金	240	千円		立替金	-	千円		
	その他未払金	55,401	千円		その他未払金	46,863	千円		
*2	有形固定資産の減価償却	累計額は以	下のと	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のと					
	おりであります。				おりであります。				
	建物	53,646	千円		建物	61,093	千円		
	器具備品	129,811	千円		器具備品	140,127	千円		
	,								

(損益計算書関係)

		第31期		第32期	
	(É	平成23年 4 月	1日	(自 平成24年 4 月 1日	
	至	平成24年 3 月	31日)	至 平成25年 3 月31日)	
*1	各科目に含ま	まれている関係会	社に対するもの		
	は、以下のとお	りであります。			
	清算配当金		73,294千円		
*2	特別利益に含ま	れる清算配当金			
			であるエスジーア		
		•	ル)株式会社の最		
	終清算配当金で	·あります。			
*3	特別損失に含ま	れる減損損失			
	当事業年度に	おいて、当社はし	以下の資産につい		
	て減損損失を計	上いたしました。			
	場所	用途	種類		
	日比谷ダイビ	│ 処分予定資産	建物		
	Jレ18F	处力了足真庄	医 100		
	一て ル階リ却なグー い瀬上 とり社本室しるも行比はしたって、事分。とにてダ処当ましててダ処当ましててダ処当ました。	F ヤッシュフロー P リます。 P T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	基本的に全資産が を生み出す単位とり を生み出す単位とり を生み出す単位とり をするのは、事務により でしてが、かり、のと をままが、のと をままが、のと をままが、のと をままが、のと をままが、のと をままが、として では、ままが、のと をままが、して では、ままが、して では、ままが、ものと をままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが、ままが		
	(減損損失の金建		0 000 五田		
		<u>物</u> 計	8,822千円		
	合	āΙ	8,822千円		
*4		 れる固定資産除去		│ │ *4 特別損失に含まれる固定資産除却損	
4	固定資産除	:れる固定資産隊A :却損は、NTT幕: い不要となった	脹ビルの事務所	一番 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階 借室部分の返還に伴い不要となった固定資 産の除却であります。	

(株主資本等変動計算書関係)

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日	普通	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日
定時株主総会	株式	300,000	123[]	一次24年3月31日	十13,624 十1 / 1 1

配当原資については、利益剰余金としております。

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。



(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を 設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業 キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第31期 (平成24年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	ı
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	ı
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	•
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	ı
資産計	7,520,846	7,520,846	ı
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期 (平成25年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	1
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
その他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

(単位:千円)

区分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	- مــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	- 10+Wh	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	=	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

第32期(平成25年3月31日)

(単位:千円)

-				(1-12113)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券	-	1	700,000	i
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	ı
	4,370,511	1,450,000	700,000	-

(有価証券関係)

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価	貸借対照表	差額
		(千円)	計上額(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取	(2)債券	385,272	385,812	540
得原価を超えるもの	(3)その他 (注)	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
	(1)株式	1	ı	ı
貸借対照表計上額が取	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
得原価を超えないもの	(3)その他 (注)	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計		3,236,059	3,221,828	14,231

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額		売却損の合計額	
	(千円)	(千円)	(千円)	
投資信託	108,037	7,652	23	

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上 額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	744,922	753,515	8,593
時価が貸借対照表計上 額を超えないもの	-	-	-
合計	744,922	753,515	8,593

2 . 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

種類	取得原価	貸借対照表	差額
	(千円)	計上額(千円)	(千円)

	(1)株式	ı	ı	-
貸借対照表計上額が取	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
得原価を超えるもの	(3)その他 (注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
	(1)株式	ı	•	-
貸借対照表計上額が取	(2)債券	-	-	-
得原価を超えないもの	(3)その他 (注)	806,518	806,323	196
	小計	806,518	806,323	196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(千円)	(千円)	(千円)
投資信託	200,000	ı	•

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1)	退職給付債務(千円)	255,385
(2)	年金資産(千円)	192,751
(3)	未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4)	会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5)	貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	61,157
(6)	前払年金費用(千円)	-
(7)	退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1)	退職給付債務(千円)	354,831
(2)	年金資産(千円)	295,087
(3)	未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	59,744
(4)	会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5)	貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	58,759
(6)	前払年金費用(千円)	-
(7)	退職給付引当金(5)+(6)(千円)	58,759

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)		第32期					
(平成24年3月31日現在)			第32期				
		(平成25年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)				
. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原	原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主	な原因別の内訳				
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)				
前受収益否認額	233,446	前受収益否認額	80,176				
繰越欠損金	974,852	繰越欠損金	966,686				
未払費用否認額	42,625	未払費用否認額	32,126				
賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968	賞与引当金等損金算入限度超過額	37,004				
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796	退職給付引当金損金算入限度超過額	44,832				
減価償却資産	18,095	減価償却資産	7,449				
資産除去債務	22,173	資産除去債務	16,852				
その他	17,433	その他	9,753				
操延税金資産小計	1,357,388	繰延税金資産小計	1,194,878				
	1,176,212	評価性引当金	1,092,719				
	8,720	繰延税金負債との相殺	3,651				
繰延税金資産合計 	172,456	繰延税金資産合計	98,508				
無延稅金負債 編延稅金負債		繰延税金負債					
資産除去負債会計基準適用に伴う		資産除去負債	13,226				
有形固定資産計上額	19,301	その他有価証券評価差額金	6,668				

| オンディ・シャハン株式云社(E09000) | 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

繰延税金負債小計	19,301
繰延税金資産との相殺	8,720
繰延税金負債合計	10,581

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務 上の課税所得が発生していないため記載を省略しておりま す。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債 の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

繰延税金負債小計	19,894
繰延税金資産との相殺	3,651
繰延税金負債合計	16,243

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

同左

法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

_ _ _ _ _

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期	第32期
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	1,112千円	12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

EDINET提出書類

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・りそな米国ハイ・イールド債券ファンド	949.852	投資運用業及び投資助言・代理
(ブラジルレアルコース)	949,002	業並びにこれらの附帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

	会 社			事業	議決権 等の所	関係	内容				
種 類 	等 の名 称	所在地	資本金又 は出資金	の容以職業	有 (被所 有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

								運用受託報	405.070	未収運用受託	00 404
								酬 *1	105,079	報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報 酬	43,036
	アムン ディ エス・ア -				(被所		投資信	投資助言報 酬 *1	8,810	未収投資助言 報酬	19,632
親会社		1 7	584,711 (千ユー ロ)	投資 顧問業	有) 間接 100%	なし	託、投資 顧問契 約の再 委任等	情報提供、コ ンサルティ ング料(その 他営業収益) *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費 等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2)子会社等

種類	会 社 等 の 名 称	の所在地	資本金又 は出資金	事業 の内 容又	議決権 等の所 有(被所	関係	内容	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
, i =				は職業	有(被肝	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(113)		
子会社	エーッネンンー式アトジトが セマメシポ 株社	シンガル ガールガル ホ市	-	投資顧業	(所有) 直接 85%	なし	アジ域地運用点	清算受取配 当金	73,294	٠	,

(注)エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

(0)/0/											
種類	会社 等の 所 名称		資本金又 は出資金	事業の内	議決権等の所	関係	内容		TIP 71 A AF		****
		所在地		容又は職業	有 (被所 有) 割合	役員 の 兼任 等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟	アムン ディ・イ ンベス フラン トメン ス ト・ソリ パリ市 ューシ ョンズ	ン 78,077 (千ユー	投資		なし	投資助言契約	委託調査費 等の支払	237,309	前払費用	192,938	
会社			,	業		<i>A</i> 0	の再委 任等	*1		未払金	4,293
	アムン	1 11/717 1	0.005	+11 202				運用受託報 酬 *2	67,775	未収運用受託 報酬	67,387
兄弟 会社			6,805 (千ユー ロ)	投資 顧問業	-	なし	運用再 委託	委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報 酬	60,729
	ブルグ							投資助言報 酬 *2	18,137	未収投資助言 報酬	18,137

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
 - *2 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1.関連当事者との取引
- (1) 当社の親会社及び法人主要株主等

											<u> </u>
種類	会社	会 社 等	×+40	事業の	- 1 等の所	関係内容			取引金額		期末残高
	の名称	所在地	資本金又 は出資金	内容 又は 職業	有 (被所 有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
								運用受託報 酬 *1	98,859	未収運用受託 報酬	61,411
								委託者報酬 *1	I / 816 I	未収委託者報 酬	7
	アムン	フラン	584,711	投資	(被所		投資信託、投資	投資助言報 酬 *1	14,132	対数を	1
親会社	ディ エス・ア ー	ス ス パリ市	(千ユー ロ)	顧問業	有) 間接 100%	なし	約の再 ンサルティ	未収収益	29,393		
								委託調査費 等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。
- *2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

(-),								_			
種類	会社 等の 名称	所在地	資本金又 は出資金	事の容は業	議決権 等の有 (被う 有) 割合	関係内容					
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟	アムン ディ・イ ンベス フラン トメン ス		78,077 (千ユー	投資顧問	_	なし	投資助言契約	委託調査費 等の支払	180,803	前払費用	92,906
会社	ト・ソリ ューシ ョンズ	パリ市	ロ) ロ)	業	_	<i>1</i> 40	の再委 任等	寺の文仏 *1	100,003	未払金	4,801

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

祝芸社情報 アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場) アムンディ エス・アー(非上場) アムンディ・グループ エス・アー(非上場) クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

	第31期		第32期			
	(自 平成23年4月)	1日	(自 平成24年4月 1日			
至 平成24年3月31日)			至 平成25年3月31日)			
	1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益金額	2,796.79円 63.12円	1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益金額	2,793.69円 113.36円		
	なお、潜在株式調整後1株当 金額については、潜在株式が 記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。			
	1株当たり当期純利益金額のは、以下の通りであります。 当期純利益	の算定上の基礎	1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、 以下の通りであります。 当期純利益 272,076千円			

EDINET提出書類

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

普通株式に係る当期純利益 期中平均株式数 151,493千円 2,400千株 普通株式に係る当期純利益 期中平均株式数 272,076千円 2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末
		(平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,571,670
有価証券		1,177,907
前払費用		188,924
未収入金		4,424
未収委託者報酬		1,576,363
未収運用受託報酬		1,089,962
未収投資助言報酬		5,226
未収収益		68,186
繰延税金資産		99,128
立替金		42,619
その他		107
流動資産合計		6,824,515
固定資産		
有形固定資産	*1	214,204
無形固定資産	*1	10,824
投資その他の資産		
投資有価証券		1,886,871
関係会社株式		86,168
長期未収入金		5,000
長期差入保証金		180,700
ゴルフ会員権		60
貸倒引当金		5,000
投資その他の資産合計		2,153,798
固定資産合計		2,378,826
資産合計		9,203,341

(単位:千円)

当中間会計期間末
(平成25年9月30日)

	(平成25年9月30日)
負債の部	
流動負債	
リース債務	983
預り金	97,202
未払金	955,061
未払償還金	4,009
未払手数料	724,430
その他未払金	226,622
未払費用	274,831
未払法人税等	67,864
未払配当金	375,000
未払消費税等	42,820
前受収益	143,192
賞与引当金	271,994
役員賞与引当金	32,352
流動負債合計	2,261,300
固定負債	
繰延税金負債	16,192
リース債務(長期)	3,923
退職給付引当金	82,919
賞与引当金	5,667
役員賞与引当金	9,721
資産除去債務	51,421
固定負債合計	169,842
負債合計	2,431,142
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	1,434,015
利益剰余金合計	3,144,108

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株主資本合計	6,762,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	9,256
評価・換算差額等合計	9,256
純資産合計	6,772,199
負債純資産合計	9,203,341

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

		(単位:十円)
		当中間会計期間
	(自	平成25年4月 1日
	至	平成25年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,172,258
運用受託報酬		1,323,524
投資助言報酬		10,678
その他営業収益		126,990
営業収益合計		5,633,450
営業費用		3,196,875
一般管理費	*1	1,966,680
営業利益		469,895
営業外収益	*2	34,517
営業外費用	*3	4,661
経常利益		499,752
特別損失		326
税引前中間純利益		499,425
法人税、住民税及び事業税		53,416
法人税等調整額		871
法人税等合計	-	54,287
中間純利益		445,138

(3)中間株主資本等変動計算書

	(単位:千円
	当中間会計期間
	(自 平成25年4月 1日
	至 平成25年9月30日)
朱主資本	
資本金	
当期首残高	1,200,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,076,268
当中間変動額	
当中間変動額合計	
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
当期首残高	1,342,567
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
当期首残高	2,418,835
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	110,093
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,600,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	<u> </u>
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,363,877
当中間変動額	

	有恤証券/
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	1,434,015
利益剰余金合計	
当期首残高	3,073,969
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高	3,144,108
株主資本合計	
当期首残高	6,692,804
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
当中間変動額合計	70,138
当中間期末残高 当中間期末残高	6,762,943
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	12,041
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	2,785
当中間期末残高	9,256
当期首残高	12,041
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	2,785
当中間期末残高	9,256
—————————————————————————————————————	
当期首残高	6,704,845
当中間変動額	
剰余金の配当	375,000
中間純利益	445,138
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	2,785
当中間変動額合計	67,353
当中間期末残高	6,772,199
-	

重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年~18年

器具備品 4年~15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に より償却しております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15 年による均等額を費用処理しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延 支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に 分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分につい ては固定負債に計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延 支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に 分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分につい ては固定負債に計上しております。

4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末		
	(平成25年9月30日現在)		
*1	固定資産の減価償却累計額		
	有形固定資産	213,905	千円
	無形固定資産	25,015	千円

(中間損益計算書関係)

	<u> </u>	中間会計期間		
	(自	平成25年4月 1日		
	至	平成25年9月30日)		
*1	減価償却実施額			
	有形固定資産		17,759	千円
	無形固定資産		2,693	千円
*2	営業外収益のうち主要なもの			
	為替差益		13,592	千円
	団体生命保険の配当金	E	12,477	千円
	有価証券利息		4,528	千円
*3	営業外費用のうち主要なもの			

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

償還ファンドの償還金等	3,467	千円
有価証券売却損	1,194	千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

未払配当金

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

当中間会計期間

(自 平成25年 4月 1日

至 平成25年 9月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2)リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

当中間会計期間

(自 平成25年4月 1日

至 平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,571,670	2,571,670	-
(2) 未収委託者報酬	1,576,363	1,576,363	-
(3) 未収運用受託報酬	1,089,962	1,089,962	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	741,120	745,185	4,065
その他有価証券	2,323,658	2,323,658	-
資産計	8,302,773	8,306,838	4,065
(1) 未払手数料	724,430	724,430	-
負債計	724,430	724,430	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めて おりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

∇ 4	山門岱供対昭丰計 L頞(千四)
区 万	中間貸借対照表計上額(千円)

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間

(自 平成25年4月 1日

至 平成25年9月30日)

1.満期保有目的の債券

	中間貸借対照表	時価	差額
	計上額(千円)	(千円)	(千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超える	744 420	745 105	4 065
もの	741,120	745,185	4,065
時価が中間貸借対照表計上額を超えな			
いもの	-	-	-
合計	741,120	745,185	4,065

2 . 子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

		種類	取得原価(千円)	中間貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
	(1)	株式	-	ı	-
中間貸借対照表計 上額が取得原価を	(2)	債券	1,493,646	1,505,191	11,545
超えるもの	(3)	その他(注)	8,000	11,075	3,075
2/10/00/	小計		1,501,646	1,516,266	14,620
	(1)	株式	-	ı	-
中間貸借対照表計 上額が取得原価を	(2)	債券	-	ı	-
超えないもの	(3)	その他(注)	807,631	807,392	239
272.00	小計		807,631	807,392	239
合	計		2,309,277	2,323,658	14,381

(注)投資信託受益証券であります

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末

(平成25年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末		
(平成25年9月30日現在)		
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの		
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減		
期首残高	50,917	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	504	千円
資産除去債務の履行による減少額	-	千円
その他増減額(は減少)	-	千円
当中間会計期間末残高	51,421	· 千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ご との有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・りそな米国ハイ・イールド債券ファンド		投資運用業及び投資助言・
(プラジルレアルコース)	878,621	代理業並びにこれらの附帯
		業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間
(自 平成25年 4月 1日
至 平成25年 9月30日)

1株当たり純資産額2,821円75銭1株当たり中間純利益185円47銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 445,138千円 普通株主に帰属しない金額 -普通株式に係る中間純利益 445,138千円 期中平均株式数 2,400千株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

 EDINET提出書類

 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
	(平成25年9月末日現在)	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。また、金融商品取引法第33条の2の登録を受け、登録金融機関業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
名	(平成25年9月末日現在)	事業の内台
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成25年9月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再委託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社 該当事項はありません。
- (2) 販売会社 該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書(目論見書)」、「投資信託説明書(交付目論見書)」及び「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載を行います。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。 その他の情報については、委託会社のホームページ(下記、お問合せ先)にて入手・閲覧することが できます。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士鶴 田光夫 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月11日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。